

土佐茶消費拡大事業委託業務公募型プロポーザル質疑に対する回答

番号	質疑箇所	質疑	回答
1	仕様書 第5-1-(3)	水出し茶の試飲を等を行う場所は量販店以外を提案しても良いか。※量販店以外にも人が集まる場所があるため	県内における土佐茶の消費を拡大させるため、県民が日常的に使用する県内量販店でのPR活動の実施を想定しておりましたが、量販店以外でも県民の土佐茶消費拡大の効果が高いと思われる場所等があればご提案ください。ただし、試飲に使用する茶葉は実施場所にて販売されているものをご利用ください。なお、審査過程で提案内容が効果的であると認められた場合は、契約に向けた交渉において、仕様書の変更も含めて協議いたします。
2	仕様書 第5-2	効果測定について、店舗において売上高の締め日が月末等の場合、2月に試飲等を実施すると、2月末の実績報告へ聞き取り調査結果を記載することが難しい。どうすれば良いか。	契約上、履行期間は2月29日までとなりますので、実績報告書の提出期限も2月29日となります。履行期間内に業務が完了できるよう、事業実施計画の作成をお願いいたします。